

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定するもじやこ漁業（もじやこ機船船びき網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 8 年（2026 年）2 月 20 日

熊本県知事 木村 敬

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
もじやこ漁業	もじやこ 機船船び き網漁業	天草海（有明海 及び不知火海を 除く熊本県の海 面）。ただし、 共同漁業権漁場 を除く。	3 月 25 日から 7 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載 された総トン数及び馬力 数)	17 隻	1 天草市牛深町に住所を有 する者 2 魚類養殖業を営まない者 3 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
もじやこ漁業	もじやこ 機船船び き網漁業	天草海（有明海 及び不知火海を 除く熊本県の海 面）。ただし、 共同漁業権漁場 を除く。	3 月 25 日から 7 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載 された総トン数及び馬力 数)	1 隻	1 天草市天草町に住所を有 する者 2 魚類養殖業を営まない者 3 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年（2026 年）2 月 20 日から令和 8 年（2026 年）3 月 13 日まで

## 3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、漁業時期と同一とする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

ア 操業に当たっては、許可番号・所属漁業協同組合名等を記載した標旗（縦 60 センチメートル、横 90 センチメートルの布

- 製)を甲板上2メートルの高さに掲げなければならない。
- イ 採捕したぶり種苗は、県内養殖用以外に供給してはならない。
- ウ 採捕実績について、所属漁業協同組合を通じて、毎日知事に報告しなければならない。
- エ 県内で採捕されたもじやこの総尾数が、当該年度の種苗採捕・出荷計画尾数を超えると判断される場合には、知事が指定した日以降は、もじやこの採捕をしてはならない。

(3) この公示に係る共同漁業権は令和5年(2023年)9月1日に免許されたものとする。